

暮らしのお知らせ

希望者は申請を

指定学校変更・区域外就学

市立学校の通学区域(学区)は住所地で定められていて、自由に学校を選択することはできません。

ただし、事情がある場合には保護者の申し出により指定学校変更

や区域外就学が可能となる場合があります。

指定学校変更は市内に住む児童・生徒に対して定められた学区以外の市立学校への通学を認める

区域外就学は市外に住む児童・生徒に対して、市立学校への通学を認める

来年度の指定学校変更

11月30日(水)までに学務課(市役所5階)で手続きしてください。

なお、新小学1年生は就学時健康診断の通知書を持参してください。受付開始日は次の通りです。

○小学生(新1年生を除く)・中学生：8月1日(月)

○新小学1年生：8月下旬に送付する就学時健康診断の通知が届いた日

部活動を理由とした指定学校変更

指定学校に希望する部活動がないため、該当する最寄りの中学校へ通学を希望する人は、8月15日(月)～9月30日(金)に学務課で手続きしてください。

指定日に親子で部活動を参観してもらい、意思確認を行います。卒業まで部活動を継続することが条件となり変更は認められません。

※くわしくは学務課(☎20・1581)または市ホームページ

<https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page196800.html> <

安全に配慮して

住宅地での農薬使用

農薬を使用する場合、飛散により周辺の住民へ健康被害を及ぼすことがあります。

住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には使用を控

えるようにし、やむを得ない場合は次のことに配慮してください。

- 飛散しにくい農薬を選ぶ
- 風向きや時間帯に配慮する
- ラベルに記載された内容に従って使用する

○事前に周辺住民へ周知する

○散布区域に人が入らないように対策する

○農薬を使用した年月日、場所、農薬の種類・量などを記録し、保管する

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

環境美化運動

美しいまちをわたしたちの手で

8月7日(日)を中心に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。個人で環境美化運動に参加する場合は、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

指定学校変更および区域外就学の要件

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件に関する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する*1	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する*1 *2	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育している	○	○
指定学校以外にある児童ホームに通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する	○	—
入学後の市外転出で、一時的に転出前の学校への通学を希望する	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する	○	—
家庭の事情により住民票の異動が困難である	○	○
日本語指導などの支援を必要とする	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	—
特別支援学級への就学が適当であると判断された場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	—
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する*2	○	—
小規模特認校(豊住小学校)への通学を希望する*3	○	—

*1 新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります
 *2 成田中学校では教室に余裕がないため、この要件での変更はできません
 *3 学校見学・説明会を随時実施しています

7月22日までに申し込みを

プレミアム付商品券

地域経済の活性化のため、市内の店舗で利用できる「なりた地域応援プレミアム付商品券」を8月に発行します。購入には事前の申し込みが必要です。

販売価格(1冊当たり)1万円(1人4冊まで。応募者多数は抽選)

内容 市内の全ての取扱店舗で利用できる共通券(1,000円券)10枚、小規模店専用券(500円券)6枚の計1万3,000円分。釣り銭は出ません

利用可能期間 8月10日(水)～1月31日(火)

利用可能店舗 店頭にステッカーを掲示している店舗。商品券購入時に店舗一覽を配布します。

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

6月16日(木)～30日(木)

16日	総務常任委員会
17日	県道路整備促進協議会総会 成田空港周辺地域共生財団評議員会
18日	水防訓練 久住地区空港対策委員会総会
19日	スポーツ鬼ごっこ関東大会in成田開会式
23日	戦没者追悼式 POPラン大会実行委員会
24日	新型コロナウイルス対策本部会議
25日	成田空港騒音対策地域連絡協議会総会 スポーツ推進審議会
27日	全国市長会経済委員会(Web会議)
28日	全日本女子硬式クラブ野球選手権大会記者会見 空港周辺道路美化活動出発式
29日	婦人防火指導員協議会総会 成田商工会議所議員総会



訓練に先立ちあいさつ(18日)

また、特設ホームページ(<http://premium-gift.jp/naritaci>)からも確認できます

対象 市内在住・在勤・在学の人
申込方法 7月22日(金)当日消印有効までに特設ホームページから申し込み。または、はがきに購入希望冊数、氏名(フリガナ)、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、市外在住で市内在勤・在学の人には勤務先または学校名を書いて、なりた地域応援プレミアム付商品券購入応募受付係(〒277-0834 柏市松ヶ崎新田13-1ロジポート北柏4階)HMKロジサービス内)へ。後日、結果を郵送で通知します

※申し込みは1人1回までです。くわしくは成田市商工事務局長(☎043・201・6318)へ。

申請は済んでいますか

マイナポイント

国では、マイナンバーカードを新規に取得したときや、健康保険証としての利用申し込みをしたとき、公金受取口座の登録を行ったときなどに合計2万円分のポイントを付与する「マイナポイント事業」を実施しています。対象は、9月末日までにマイナンバーカードの交付を申請した人です。

マイナポイントを取得するには、事前にマイキーIDを設定の上、申し込みが必要です。総務省マイナポイントホームページ(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)で手続きできます。マイキーIDの設定などに対応したスマートフォンやパソコンがない人は、市民課・保険年金課へ。

行政資料室(市役所1階、下総・大栄支所、コンビニエンスストア、郵便局などで設定できます。

※くわしくは、マイナポイントについては総務省マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)、市役所でのマイキーIDの設定については企画政策課(☎20・1500)、マイナンバーカードの交付については市民課(☎20・1525)へ。

身近なことから実践を

夏の省エネルギー対策

今年の夏は厳しい暑さが予想されることから、電気の使用量の増加が見込まれ、電力の需給が厳しい見通しです。冷房などを活用し、熱中症には十分注意しつつ、できる限りの節電にご協力をお願いします。

- 体調や換気の頻度を考えながら、エアコンを省エネ設定にする
- エアコンと扇風機を併用して空気を循環させる
- エアコンのフィルターを小まめに掃除する
- エアコンの室外機付近に物を置かないようにし、屋根などを付

けて直射日光を避ける

○ LED電球などの消費電力が少ない照明に交換する

○ 冷蔵庫は整理整頓して効率的に利用する

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

近所の迷惑になります

公園内での花火

公園内で大きな音が出る花火で遊ぶと、ほかの利用者や近隣の住民の迷惑になります。

また、ロケット花火や打ち上げ花火などは危険ですので絶対にやめましょう。

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

今月の納期限

8月1日(月)

- ① 固定資産税(第2期)
- ② 国民健康保険税(第1期)
- ③ 後期高齢者医療保険料(第1期)
- ④ 介護保険料(第1期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

市役所で受け取りを

マイナンバーカードの
交付

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、必要書類を持って市民課(市役所1階)で受け取ってください。

必要書類 交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど)官公署発行の顔写真付きの物1点。または保険証、年金手帳など2点)、住民基本台帳カード(持っている人)

マイナンバーカードでできること

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な身分証明書として利用できます。

また、マイナンバーカードに搭載された電子証明書は、インターネット

市町村振興宝くじ

8月5日(金)までサマージャンポ宝くじ、サマージャンポミニが発売されています。

宝くじの収益金は、市町村のまちづくりに使われます。令和3年度は1,317万2,000円が市に交付されました。

ネットで確定申告書が提出できるe-Taxなどに利用できるほか、全国のコンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本、戸籍の附票(本市に本籍がある人のみ)の交付などにも利用できます。

紛失したときは

マイナンバーカードをなくしたときはマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)に一時停止の連絡をしてください。外出先で紛失した場合は警察への届け出が必要です。なお、紛失や損傷したときは有料で再交付できます。

区・自治会・サークルなどへの出張申請

地域の集会所施設などに市の職員が出向いて申請を受け付けます。なお、実施できる施設には条件があります。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

井戸水利用者は必ず手続きを

下水道使用人数の変更

井戸水のみを利用している世帯の下水道使用水量は、1人当たりの

1か月に7立方メートル使用したものと計算します。上水道と井戸水を併用する場合は、上水道の使用水量に井戸水分として1人当たり1か月に3・5立方メートルを加えます。

転居などで使用人数に変更がある場合は、下水道課(☎20・1553)に連絡してください。

※くわしくは同課へ。

資産税課へ連絡を

家屋の新築・増築など

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。家屋の新築・増築・建て替え・取り壊し・用途や名義の変更などがある場合は資産税課へ連絡してください。事務所を居宅にしたなどの用途の変更は現地確認が必要な場合があります。

また、未登記家屋の所有者変更や取り壊しの場合は、届け出がないと翌年度以降も課税される場合がありますので注意してください。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

危険な場所に注意

農業用施設

農業用施設の水路などには危険な場所があります。休日や夏休み期間は、子どもの外出機会が増え、水難事故が発生する可能性が高くなります。水路や水門、機場などの近くでは、子どもを遊ばせないでください。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

定期的な点検を

井戸の衛生管理

井戸の衛生管理は設置者の責任となりますので、次のことに気を付けて適正に管理してください。

- 井戸やその周辺は定期的に掃除・点検をして清潔に保つ
- 井戸やその周辺に人や動物が入れないようにする
- 定期的に水質検査を受ける
- 新たに設置した井戸も飲用前に水質検査を受け、安全を確認する

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容 = 防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語 = 日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語

登録方法 = 右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス